## ○道路法第37条に基づく占用制限の指定区域

○ とはは が 5・ パーエー (日 / 1 / 1 / 1 / 1 / 2 / 1 / 1 / 1 / 2 / 1 / 1				
	道路の種類	路線名	占用を制限する区域	管理している事務所
	一般国道	45号	本吉郡南三陸町歌津字町向133番3から同町歌津字伊里前61番まで	仙台河川国道事務所
	一般国道	45号	  気仙沼市本吉町野々下109番1から同市本吉町後田12番1まで	仙台河川国道事務所

## ○制限の対象とする占用制限

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。) ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、 この限りでない。

〇占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。